

**平成 20 年度における厚生労働省所管独立行政法人の
業務の実績に関する評価の結果等についての意見（備考付）**

（目次）

1	所管法人共通（契約の適正化）	1
	所管法人共通（諸手当及び法定外福利費の適切性確保）	1 1
2	国立健康・栄養研究所	1 5
3	高齢・障害者雇用支援機構	1 6
4	医薬品医療機器総合機構	1 7
5	年金・健康保健福祉施設整理機構	1 9

【1 所管法人共通】

総務省政・独委意見	備考
(契約の適正化) (1) 契約に係る規程類に関する評価結果 契約に係る規程類の整備状況については、当委員会から貴委員会に対し、平成 19 年度評価意見を通知しているところであり、同意見においては、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成 20 年 11 月 14 日総務省行政管理局長事務連絡。以下「行政管理局長事務連絡」という。）をも踏まえて評価することを求めている。 貴委員会における平成 20 年度評価結果をみると、厚生労働省所管 14 法人の中で、行政管理局長事務連絡において要請されている事項に未措置のものがあある 4 法人のうち 1 法人については、複数年契約に関する会計規程等における規定状況等について、「契約の規程類のうち未整備のものについては、平成 21 年度中に措置することが必要である」などの言及がなされている。 しかしながら、3 法人については、表 4－(1)のとおり、例えば、複数年契約に関する規定が会計規程等において明確に定められていないにもかかわらず、評価結果においては、明確な規定が設けられていないことについて、言及されていないなどの状況がみられた。 例えば、独立行政法人は、国と異なり複数年契約を締結することが可能であるが、発注者の都合による契約期間中途の契約解除が困難であるため、事業環境の急激な変化により業務の変更や休止が生じたり、十分なサービスの質が確保できなかったりした場合において、かえって契約の固定化による弊害を招くおそれもあることから、適正な運用を図るため、複数年契約を締結する場合の要件等をあらかじめ定めておくべきであり、その規定の整備内容の適切性等について検証し、評価結果において明らかにする必要があると考える。 今後の評価に当たっては、契約の適正化を図る観点から、契約に係る規程類の整備の有無及び規定内容を把握した上で、これらの規程類の整備内容の適切性、行政管理局長事務連絡において要請されている事項の措置状況等について厳格に評価を行うとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである。	○ 表 4－(1)の法人の未措置の状況については、次年度の評価において評価を行う必要がある。

表4－(1) 契約の規程類に関する評価結果

法人名	未措置の状況 (府省評価委員会の評価結果の状況)
国立健康・栄養研究所	・複数年契約に関する規定を会計規程等において明確に定めていない（言及なし） ・総合評価方式を実施する場合、要領・マニュアルを整備していない（言及なし）
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	・予定価格の作成を省略する場合の理由や対象範囲を明確かつ具体的に定めていない（評価あり） ・複数年契約に関する規定を会計規程等において明確に定めていない（評価あり） ・総合評価方式、企画競争、公募を実施する場合、要領・マニュアルを整備していない（評価あり）
労働者健康福祉機構	・公募を実施する場合、要領・マニュアルを整備していない（言及なし）
年金・健康保険福祉施設 整理機構	・総合評価方式、複数年契約に関する規定を会計規程等において明確に定めていない（不十分） ・企画競争を実施する場合、要領・マニュアルを整備していない（不十分）

(注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータ等に基づき作成した。

2 「未措置の状況」は、府省評価委員会における平成20年度業務実績評価の時点において整理した。「評価あり」とは、府省評価委員会における評価が十分なもの、「不十分」とは、府省評価委員会における評価が十分とは言えないもの、「言及なし」とは、府省評価委員会における評価結果において言及がないものをいう。

(2) 契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関する評価結果

契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関して、厚生労働省所管 14 法人のうち 10 法人においては、表 4－(2)のとおり、「随意契約審査委員会」などの組織を設置し、このうち 1 法人においては、外部の第三者を構成員とする組織を有しており、評価結果において、「外部の第三者から構成される契約審査委員会において、契約の適正性に関する審査が行われている」旨の言及などがなされている。

また、上記のような組織を有しない 4 法人においても、表 4－(2)のとおり、「監事・会計監査人のチェック強化」や「契約部門・原課の体制強化等」などの措置が採られており、評価結果において、「すべての契約について、監事監査において徹底したチェックが行われている」旨の言及などがなされている。

しかしながら、表 4－(2)のとおり、以下の①～④に留意した検証が評価結果において言及されていない等の状況がみられた。(括弧内は、該当法人数)

- ① 審査体制の整備方針（整備していない場合は整備しないこととした方針）（3 法人）
- ② 契約事務の一連のプロセス（7 法人）
- ③ 執行・審査の担当者（機関）の相互けん制（6 法人）
- ④ 審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制の実効性確保の考え方（7 法人）

今後の評価に当たっては、法人の業務特性（専門性を有する試験・研究法人等）、契約事務量（契約金額・件数等）及び職員規模などを勘案した上で、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているかの検証結果について、評価結果において明らかにすべきである。

○ 第三者を構成員とする契約審査組織が少ないことと等から「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づき、監事及び外部有識者によって構成される「契約監視委員会」が設置されることとなった。

表４－（２） 契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関する評価結果

法人名	審査組織等の設置 注２			既存体制の強化等 注４				評価結果 注５
	組織の名称 注３	組織数	左のうち外部の第三者を構成員とする組織数	監事・会計監査人のチェック強化	契約部門・原課の体制強化等	決裁過程の見直し等	その他	
国立健康・栄養研究所	会計事務監査	1	0	○				－
労働安全衛生総合研究所	－	0	0			○		①④
勤労者退職金共済機構	－	0	0	○				－
高齢・障害者雇用支援機構	入札・契約手続き運営委員会	1	0	○			○	①②③④
福祉医療機構	契約審査会	1	0	○		○		①②③④
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	プロポーザル審査委員会	1	0		○			①
労働政策研究・研修機構	随意契約審査委員会	1	0	○				①②③④
雇用・能力開発機構	企画審査委員会（私の仕事館の管理・運営業務）、イメージキャラクター等の提案に係る総合評価審査会	2	2	○	○	○		①
労働者健康福祉機構	入札・契約手続運営委員会、随意契約審査会、設計事務所等選定委員会	4	0	○	○	○		①②③④
国立病院機構	抜打ち監査（監事）	1	0	○	○	○	○	①②③④
医薬品医療機器総合機構	－	0	0		○			③
医薬基盤研究所	高額機器仕様検討委員会	1	0	○		○		①
年金・健康保険福祉施設整理機構	－	0	0	○	○	○		①②③④
年金積立金管理運用	契約審査会	1	0	○		○	○	①②③
合計 （厚生労働省所管）		14	2	11	6	8	3	① 11 ② 7 ③ 8 ④ 7
合計 （独立行政法人全体）		456	90	69	43	36	28	① 79 ② 60 ③ 69 ④ 47

（注）１ 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。

２ 「審査組織等」とは、法人の経営責任者（理事長など）や執行責任者、民間有識者などから構成され、調達方式、随意契約理由、仕様書の内容、入札条件などを契約締結前後に審査する組織をいう。

３ 組織が多数となる場合は、代表例を記載した。

４ 「既存体制の強化等」の「その他」には、審査対象案件の拡大・額の引き下げ等が含まれる。

５ 評価の視点等に応示された、①審査体制の整備方針（整備していない場合は整備しないこととした方針）、②契約事務における一連のプロセス、③執行、審査の担当者（機関）の相互のけん制、④審査機関から法人の長に対す

る報告等整備された体制の実効性確保の考え方に留意した検証が評価結果において言及されている場合、その番号を記載した。

(3) 随意契約見直し計画の実施・進ちよく状況等に関する評価結果

随意契約見直し計画の実施・進ちよく状況等に関して、厚生労働省所管4法人については、表4- (3)のとおり、競争性のない随意契約件数の削減について、法人が自ら掲げた削減目標件数を既に達成しており、評価結果において、「随意契約見直し計画」の措置状況についても、平成20年度までに計画に掲げた競争性のある契約への移行が終了しており評価できる。」など競争性のない随意契約の見直しが着実に実施されている旨、評価がされている。

また、10法人の随意契約については、目標年度である平成22年度に向けて随意契約件数の削減に取り組んでいるところである。なお、これらの法人についても、「随意契約見直し計画」においては、一般競争入札等の割合を、平成22年度までに、金額ベースで18年度の60.8%から91%に、件数ベースで54.6%から87%に大幅な拡大を図ることとしているが、平成20年度における実施状況は件数ベースで77%、金額ベースで79.5%となっており、平成22年度までの見直し計画の達成に向け、一般競争入札等への移行を積極的に実施した。」などの評価がされている。

今後の評価に当たっては、随意契約に対する厳しい批判があることを踏まえ、法人の取組を加速させるよう、随意契約見直し計画の実施・進ちよく状況等の検証結果について、引き続き評価結果において明らかにすべきである。

○ 随意契約件数の削減の検証については、これまで契約総件数に対する競争性のない随意契約の割合が低減してきているか否かを中心に検証行ってきた。

次年度の評価においては、上記に加え、平成18年度に随意契約であった契約一つ一つについて、一般競争入札等への移行状況も検証することが求められている。

表4-(3) 随意契約見直し計画の進捗状況 (単位：億円)

法人名	18年度		19年度		20年度		見直し目標		達成状況
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
国立健康・栄養研究所	15	0.5	8	0.3	7	0.3	8	0.2	達成
労働安全衛生総合研究所	63	2.0	17	1.2	11	1.0	8	0.9	-
勤労者退職金共済機構	213	30.8	121	26.2	57	10.8	29	6	-
高齢・障害者雇用支援	333	102.2	241	94.1	125	81.2	34	6.7	-

機構									
福祉医療機構	54	27.5	26	18.9	14	10.4	6	0.5	-
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	36	2.3	29	1.3	28	1.2	28	1.2	達成
労働政策研究・研修機構	69	4.1	53	2.9	34	2.1	20	1	-
雇用・能力開発機構	6,295	662.5	6,125	651.4	731	74.5	441	56.1	-
労働者健康福祉機構	2,693	782.3	1,394	496.2	629	169.4	418	87.3	-
国立病院機構	3,600	536.0	2,534	394.0	1,662	304.0	1,528	268	-
医薬品医療機器総合機構	89	18.4	62	15.3	49	13.9	22	11.5	-
医薬基盤研究所	116	25.9	96	19.1	90	18.8	87	18.6	-
年金・健康保険福祉施設整理機構	64	4.1	25	1.5	13	1.0	13	1	達成
年金積立金管理運用	67	11.1	38	8.9	3	1.9	3	1.9	達成
計	13,707	2,209.7	10,769	1,731.3	3,453	690.5	2,645	460.9	

(注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。

2 平成20年度時点で既に随意契約見直し計画に定めた随意契約削減目標件数を達成した法人については「達成」と記載した。なお、随意契約見直し計画の達成期限は、平成22年度末となっており、「達成」した法人以外についても、「随意契約見直し計画」の取組は行われており、評価も実施されている。

3 「金額」欄については、随意契約の金額を参考までに示したものである。

(4) 契約の第三者委託に関する評価結果

国においては、契約の第三者委託に関して、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日財計第2017号）により、特定委託契約を行う場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないようその適正な履行を確保しなければならないとされており、国と同様に独立行政法人においても適切に対処することが要請されている。厚生労働省所管14法人については、特定委託契約の適正な履行確保のため、「特定委託契約における再委託の承認・届出等を実施している」などの

措置を講じているとしているが、評価結果においては、以下のような状況がみられた。

５法人については、表４－(４)－①のとおり、一括再委託の禁止措置及び再委託の把握措置について、契約書のひな型等において措置条項を定めていないなど、その実効性が必ずしも十分に担保されているとは言い難い状況にあるが、その原因・理由を明らかにした上で評価がされていない。

また、１法人については、表４－(４)－②のとおり、随意契約による委託契約の再委託割合が高率（５０％以上）となっている案件があるものがあるが、その原因・理由を明らかにした上での評価がされていない。

特に随意契約は、その者にしかできないことを理由として締結されているものが多く、当該契約の再委託率が高い場合は、随意契約理由との整合性に問題を生じるとも考えられ、また、関連公益法人等との取引等の透明化が求められていることから、関連公益法人等に対して再委託がなされるような場合、間接的に関連公益法人等と取引があることとなるため、その状況を明らかにした上で評価を実施していく必要があると考えられる。

今後の評価に当たっては、再委託の必要性等について、契約の競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ、改善方策の検討などを促すとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

なお、一般競争入札においても、１者応札で再委託割合が高率（５０％以上）となっており、かつ同一の再委託先に継続して再委託がされている案件がある法人については、十分に競争の効果が発揮されているかどうか、適正な履行の確保ができているかどうかという観点から、今後の評価に当たっては、１者応札と再委託割合の関係にも留意をしつつ評価をすべきである。

表４－(４)－① 再委託の把握及び一括再委託の禁止に係る措置状況

法人名	原因・理由を明らかにした上での評価がされていない事項
国立健康・栄養研究所	・一括再委託の禁止措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない ・再委託の把握措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない
労働安全衛生総	・一括再委託の禁止措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置

○ 福祉医療機構が行っていた随意契約による委託契約で再委託割合が高率なものについては、平成２０年度をもって廃止されているが、それをもって評価しないことは問題があるとして指摘されたものである。

○ 次年度の評価においては、表４－(４)－①の法人については、その指摘事項について検証を行う必要がある。

なお、再委託の割合が高率（５０％以上）である契約を行った法人があれば、その適切性を評価する必要がある。

合研究所	条項を定めていない ・再委託の把握措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	・一括再委託の禁止措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない ・再委託の把握措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない
医薬基盤研究所	・一括再委託の禁止措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない
年金積立金管理運用	・再委託の把握措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない

(注) 1 「平成 20 年度業務実績評価に関する調査（契約の適正化）について」（平成 21 年 6 月 10 日政独委事務局）等に基づき作成した。

2 特定委託契約の再委託実績の有無にかかわらず、一括再委託の禁止措置、再委託の把握措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めておらず、そのことについて原因・理由を明らかにした上での評価がされていない法人について本表に記載している。

表 4－(4)－② 個別契約における再委託の状況

法人名	原因・理由を明らかにした上での評価がされていない事項
福祉医療機構	随意契約による委託契約の再委託割合が高率（50%以上）で、かつ同一の相手先に継続して再委託が行われているものがある。

(注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータ等に基づき作成した。

2 特定委託契約の再委託実績があるとする法人について、再委託の理由の把握、再委託の承認等の手続、又は再委託金額の把握が行われていないもの、随意契約による委託契約の再委託割合が高率（50%以上）となっている案件があるものや、一者応札で再委託割合が高率（50%以上）となっており、かつ同一の再委託先に継続して再委託がされている案件があるものがあるが、そのことについて原因・理由を明らかにした上での評価がされていないものを本表に記載した。

3 該当契約は、平成20年度をもって廃止されている。

(5) 一般競争入札における 1 者応札に関する評価結果

一般競争入札における 1 者応札の改善方策については、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成 21 年 4 月 13 日及び 7 月 3 日総務省行政管理局事務連絡）により、1 者応札について改善方策を取りまとめ、平成 21 年 7 月末までに公表するよう、各府省を通じて独立行政法人に要請されたところであり、現在すべての法人において改善方策が取りまとめられ、ウェブサイトで公表されているところである。

一般競争入札における 1 者応札に関し、厚生労働省所管 2 法人については、評価結果において、「一者応札となった契約案件について業者等から意見聴取を行った上での改善方策の策定・公表等、個々の契約についても着実な取組がなされている」など一者応札となっている原因等の把握がなされた上で、この改善方策の妥当性等について言及がされている。

しかしながら、12 法人については、評価結果において一者応札となっている原因等の把握がなされた上で、改善方策の妥当性等について言及されていない。

特に、表 4－(5)のとおり、3 法人については、平成 20 年度における一般競争入札のうち 1 者応札となっている契約の占める割合が高率（1 者応札率が 50%以上）であるが、うち 2 法人については、原因等について評価結果において言及されていない。また、10 法人については、19 年度に比べて 1 者応札割合が増加しているが、うち 8 法人については、原因等について評価結果において言及されていない。

今後の評価に当たっては、一般競争入札において制限的な応札条件が設定されていないかなど、競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ改善方策の再検討などを促すとともに、1 者応札の状況を踏まえた上で、その原因等についても評価結果において明らかにすべきである。

○ 次年度の評価においては、各法人がウェブサイトで公表した改善方策を検証する必要がある。

また、1 者応札率が 50%以上である法人についてはその原因等を厳格に検証する必要がある。

表４－（５） 一般競争入札に係る１者応札に関する評価結果

府省名	法人名	１者応札率が50%以上となっている	１者応札件数割合が平成19年度より増加している	契約の状況(上段：件数(件)、下段：金額(億円))								評価結果
				平成19年度の一般競争入札数(A)	平成19年度の一般競争入札における１者応札数(B)	平成19年度の一般競争入札における１者応札割合(C) (B÷A)	平成20年度の一般競争入札数(D)	平成20年度の一般競争入札における１者応札数(E)	平成20年度の一般競争入札における１者応札割合(F) (E÷D)	増減(E－B)	割合増減(F－C)	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所		○	20	7	35.0%	11	5	45.5%	-2	10.5%	
				0.5	0.2	40.0%	0.3	0.1	33.3%	-0.1	-6.7%	
	労働安全衛生総合研究所	○		63	41	65.1%	76	41	53.9%	0	-11.1%	
				5.9	4.4	74.6%	7.5	4.5	60.0%	0.1	-14.6%	
	勤労者退職金共済機構			42	6	14.3%	49	6	12.2%	0	-2.0%	
				4.9	2.3	46.9%	25.1	18.7	74.5%	16.4	27.6%	
	高齢・障害者雇用支援機構		○	148	64	43.2%	130	60	46.2%	-4	2.9%	
				16.2	5.8	35.8%	24.9	6.0	24.1%	0.2	-11.7%	
	福祉医療機構		○	40	4	10.0%	37	9	24.3%	5	14.3%	
				5.0	1.4	28.0%	15.8	6.5	41.1%	5.1	13.1%	
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		○	0	0	0.0%	5	2	40.0%	2	40.0%	
				0	0	0.0%	1.0	0.1	6.8%	0.1	6.8%	
	労働政策研究・研修機構		○	69	14	20.3%	66	18	27.3%	4	7.0%	○
				6.1	0.8	13.1%	5.8	1.2	20.7%	0.4	7.6%	
	雇用・能力開発機構			1405	563	40.1%	1686	653	38.7%	90	-1.3%	
				116.9	50.6	43.3%	131.3	48.0	36.6%	-2.6	-6.7%	
	労働者健康福祉機構	○	○	1975	1089	55.1%	2323	1300	56.0%	211	0.8%	○
				428.7	142.5	33.2%	725.8	302.7	41.7%	160.2	8.5%	
	国立病院機構			5712	1881	32.9%	6683	1987	29.7%	106	-3.2%	
				1581.0	430.0	27.2%	1878.0	294.0	15.7%	-136.0	-11.5%	
	医薬品医療機器総合機構		○	59	25	42.4%	96	41	42.7%	16	0.3%	
				9.8	5.6	57.1%	11.4	7.1	62.3%	1.5	5.1%	
	医薬基盤研究所		○	90	43	47.8%	132	65	49.2%	22	1.5%	

			11.0	6.0	54.5%	24.0	8.0	33.3%	2.0	-21.2%	
	年金・健康保険福祉施設整理機構	○	64	7	10.9%	37	8	21.6%	1	10.7%	
			13.8	0.7	5.1%	20.7	0.8	3.9%	0.1	-1.2%	
	年金積立金管理運用	○	7	1	14.3%	15	10	66.7%	9	52.4%	
			5.2	4.7	90.4%	6.4	6.3	98.4%	1.6	8.1%	
	合計 (厚生労働省)	3法人	9694	3745	38.6%	11346	4205	37.1%	460	-1.6%	
			2205.0	655.0	29.7%	2878.0	704.0	24.5%	49	-5.2%	
	合計 (独立行政法人全体)	33法人	24306	10809	44.5%	35711	17423	48.8%	6614	4.3%	
			9575.1	2664.6	27.8%	11475.4	4377.9	38.2%	1713.3	10.3%	
(注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。 2 一般競争入札において1者応札となっている理由等を把握した上で、改善方策の妥当性等について言及がされている法人は、評価結果欄に「○」を記載した。 3 平成20年度の一般競争入札における1者応札率が50%以上となっている法人及び平成20年度の1者応札件数割合が平成19年度と比較して増加している法人については、それぞれ「○」を記載した。 4 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において差引き・合計とは合致しないものがある。											
(諸手当及び法定外福利費の適切性確保) 1 諸手当 (1) 給与水準に影響する諸手当の適切性 独立行政法人101法人中、平成20年度の事務・技術職員、研究職員、病院医師及び病院看護師のいずれかの給与水準について、対国家公務員指数が100を超えている51法人について、給与水準に影響する諸手当で、国の諸手当と同じ目的で支給しているが、国より高い支給額を定めていたり、国と支給額算定方法等が異なっていたりするもの(以下「国と異なる諸手当」という。)を設けている法人は、39法人(延べ76手当)となっており、また、法人独自の諸手当を設けている法人は、17法人(延べ27手当)となっている。 貴委員会の評価結果をみると、以下の法人の諸手当について、支給する理由やその適切性が明らかにされていなかった。 今後の評価に当たっては、給与水準の適正化に向けて講ずる措置が十分なものとなっているかという観点から、国と異なる諸手当及び法人独自の諸手当を支給する理由を検証した上で、その											
○ 意見文中で列挙している法人の諸手当について、政・独委として適切・不適切までの評価を行っていないが、各府省評価委員会が国と異なる独立行政法人の個々の諸手当について支給理由やその適切性を検証していないことを指摘されたものである。 ○ 「給与水準に影響する諸手当」とは、対国家公務員指数(ラスパイレス指数)の算定対象となる諸手当(超過勤務手当、特殊勤務手当等の実績給及び通勤手当を除く手当)をいう。											

適切性について評価結果において明らかにすべきである。

事項		法人名
国と異なる諸手当	俸給の特別調整	労働政策研究・研修機構、雇用・能力開発機構
	初任給調整手当	労働者健康福祉機構
	扶養手当	医薬品医療機器総合機構
	期末手当（期末特別手当）、勤勉手当	高齢・障害者雇用支援機構、労働政策研究・研修機構、雇用・能力開発機構、医薬品医療機器総合機構、年金・健康保険福祉施設整理機構
法人独自の諸手当		高齢・障害者雇用支援機構、労働者健康福祉機構、年金・健康保険福祉施設整理機構

(2) 給与水準に影響しない諸手当の適切性

独立行政法人101法人中、給与水準に影響しない諸手当で、国と異なる諸手当を設けている法人は、9法人（延べ12手当）となっており、また、法人独自の諸手当を設けている法人は、20法人（延べ53手当）となっている。

貴委員会の評価結果をみると、以下の法人の諸手当については、手当を支給する理由やその適切性が評価結果において明らかにされていなかった。

今後の評価に当たっては、社会一般の情勢に適合したものとなっているかという観点から、国と異なる諸手当及び法人独自の諸手当を支給する理由を検証した上で、その適切性について評価結果において明らかにすべきである。

事項		法人名
国と異なる諸手当	超過勤務手当	労働政策研究・研修機構
法人独自の諸手当		高齢・障害者雇用支援機構、雇用・能力開発機構、労働者健康福祉機構

○ 「対国家公務員指数が100を超えている51法人」のうち厚生労働省所管法人は、高齢・障害者雇用支援機構、福祉医療機構、労働政策研究・研修機構、雇用・能力開発機構、労働者健康福祉機構、国立病院機構、医薬品医療機器総合機構、医薬基盤研究所及び年金・健康保険福祉施設整理機構である。

○ 「給与水準に影響しない諸手当」とは、対国家公務員指数（ラスパイレス指数）の算定対象とならない諸手当（超過勤務手当、特殊勤務手当等の実績給及び通勤手当）をいう。

2 法定外福利費

独立行政法人101法人における法定外福利費の支出状況をみると、多くの法人において、従来から支出を行っていないか、国におけるレクリエーション経費の見直しを契機としてあるいは自発的に、平成20年度以降、支出を廃止するよう見直しが行われているものがある。

貴委員会の評価結果をみると、「福利厚生費については、時間外勤務に伴う夜食の支給や保養所利用の補助等を実施していたが、平成20年度早々に廃止しており、必要な見直しが行われていると評価できる。今後とも、職員のモチベーションの維持に留意しつつ、適宜必要な見直しが行われることを期待する。」などとされている。

今後の評価に当たっては、以下の法人からの支出について、多くの法人が支出を行っていない又は支出を廃止するよう見直しを行っている状況も踏まえ、国民の理解を得られるものとなっているかという観点から、その適切性を評価結果において明らかにすべきである。その際、「独立行政法人のレクリエーション経費について」（平成20年8月4日総務省行政管理局長通知）においては、国費を財源とするレクリエーション経費については支出しないこと、国費以外を財源とする場合でも厳しく見直すこととされていることに留意する必要がある。

事項	法人名
互助組織（※）に対する法人からの支出 ※法人の職員により構成され、職員に対する福利厚生事業等を実施する組織であって、法人からの支出を受けているものをいう。	高齢・障害者雇用支援機構、労働政策研究・研修機構、雇用・能力開発機構、労働者健康福祉機構
文化・体育・レクリエーションに関連する事業に対する法人からの支出（互助組織が法人からの補助（包括補助を含む。）を受けて行う支出も含む。）	高齢・障害者雇用支援機構、労働政策研究・研修機構、雇用・能力開発機構、労働者健康福祉機構、国立病院機構

○ 「2 法定外福利費」においては、「1 諸手当」と異なり、国において行っている法定外福利費であっても、国が支出をしていることをもって直ちにその適切性について評価しなくてよいことにはならないとの政・独委の判断の下、指摘されたものである。

○ 高齢・障害者雇用支援機構、労働政策研究・研修機構、雇用・能力開発機構及び労働者健康福祉機構においては、法人支出分は互助組織の管理経費等に使用しているが、互助組織への負担が労使折半であることから包括補助であるとして、互助組織が行う「文化・体育・レクリエーションに関連する事業に対する法人からの支出」及び「慶弔見舞金、永年勤続表彰等の個人に対する給付等に係る事業」に法人からの支出があるとされた。

慶弔見舞金、永年勤続表彰等の個人に対する給付等に係る事業に対する法人からの支出（互助組織が法人からの補助（包括補助を含む。）を受けて行う支出も含む。）	労働安全衛生総合研究所、高齢・障害者雇用支援機構、福祉医療機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、労働政策研究・研修機構、雇用・能力開発機構、労働者健康福祉機構、国立病院機構、医薬品医療機器総合機構	
--	--	--

【2 独立行政法人国立健康・栄養研究所】

総務省政・独委意見	備考
・ 本法人の総人件費改革については、給与水準等公表によると、平成17年度の基準値429,528千円に対し20年度425,451千円（1.6%の減少（人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。））となっており、取組開始から3年経過した時点で3%以上の削減に至っていない。しかし、業務実績報告書においては、「平成17年度実績と比べ3%減と計画の範囲内で執行した。」とされており、これを前提として「総人件費については、基準となる17年度実績を3%下回っており、中期目標、中期計画による削減率（5年で5%、20年度は3%）を達成しているが、早期に目標を達成するため、更なる努力が求められる。」との評価を行っているが、公表値を前提とした法人の取組の検証状況については評価結果において明らかにされていない。 今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、公表値を前提とした法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。	○ 総人件費改革の取組状況の検証は、公表値を基に検証すべきものであり、公表値に含まれない非常勤役員の人件費も含めた総人件費の削減状況だけをもってその取組を評価すべきではないとされた。

【3 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構】

総務省政・独委意見	備考
・ 社団法人全国重度障害者雇用事業所協会への委託業務については、平成20年度から競争性のある契約形態（公募）に移行したが、同協会1者のみが企画書を提出し、受託する結果となっている。また、各都道府県の雇用開発協会等への委託業務については、22年度から競争性のある契約形態（企画競争）に移行することとしていたが、当該企画競争が真に競争性・透明性が確保されているとは言えないのではないかとの指摘がなされ、最終的には一般競争入札にすることとされた。 今後の評価に当たっては、このような経緯を踏まえ、これら委託業務について、真に競争性・透明性が確保されているか、契約方式の妥当性を含めて厳格に評価すべきである。	○ 委託業務については、随時競争性のある契約に移行することとしていたが、取組を加速し、各都道府県の雇用開発協会等への委託業務については、22年度から一般競争入札（最低価格方式）に、23年度から委託方式を廃止することとしている。

【4 独立行政法人医薬品医療機器総合機構】

総務省政・独委意見	備考
・ 本法人の医薬品の承認審査業務について、第1期中期計画の最終年度である平成20年度には、①新医薬品について、審査事務処理期間12か月を80%について達成する、②厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について、審査事務処理期間6か月を50%について達成するとの数値目標が設定されているが、これら目標に対する実績は、それぞれ70%、33%となっており、目標達成に至っていない。 本法人の平成21年度からの第2期中期計画においては、ドラッグ・ラグ（欧米で承認されている医薬品が我が国では未承認であって、国民に提供されない状態）2.5年を23年度に解消するとの目標に向け、より実効的な目標設定として、申請者側期間も含む総審査期間を21年度以降順次短縮していく数値目標（23年度には、1年短縮）が設定されていること、医薬品審査の迅速化のため新医薬品審査人員を3倍増（18年度審査人員112人を21年度までに236人増員）することとされていることなどにかんがみれば、医薬品の審査期間の短縮に係る数値目標の達成状況については、十分な分析の下に評価が行われる必要があるが、貴委員会の評価ではそうした分析を踏まえた上での評価を十分に行っていない。 今後の評価に当たっては、各年度の目標の達成度合のみならず、未達成の場合における要因分析と改善策を明らかにさせた上で、取組を厳格に評価すべきである。 ・ 本法人の医療機器の承認審査業務について、第1期中期計画の最終年度である平成20年度には、①新医療機器について、審査事務処理期間12か月を90%について達成する、②厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について、審査事務処理期間9か月を70%について達成するとの数値目標が設定されているが、これら目標に対する実績は、75%、75%となっており、新医療機器全体の目標については達成に至っていない。 本法人の平成21年度からの第2期中期計画においては、デバイス・ラグ（医療機器におけるドラッグ・ラグと同様の問題）を25年度に解消（承認までの期間を19か月短縮）するとの目標に向け、より実効的な目標設定として、申請者側期間も含む総審査期間を21年度以降順次短縮していく数値目標（25年度には、7か月短縮）が設定されていること、医療機器審査の迅速化のため人員を3倍	○ 医薬品・医療機器の承認審査業務については、中期計画で数値目標（アウトカム指標）を定めており、その目標が未達成であるにもかかわらず、その検証が不十分であるとされた。

増（20年度35人を25年度までに69人増員）することとされていることなどにかんがみれば、医療機器の審査期間の短縮に係る数値目標の達成状況については、十分な分析の下に評価が行われる必要があるが、貴委員会の評価ではそうした分析を踏まえた上での評価を十分に行っていない。 今後の評価に当たっては、各年度の目標の達成度合のみならず、未達成の場合における要因分析と改善方策を明らかにさせた上で、取組を厳格に評価すべきである。	
--	--

【5 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構】

総務省政・独委意見	備考
・ 総人件費改革の取組については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「公表値を前提とした法人の取組状況の適切性について検証すべき」旨指摘している。 本法人は、平成21年度末までに4%以上の削減を行うこととされており、これに対する取組状況は、法人の給与水準等公表における「総人件費改革の取組状況」のとおり、基準値である17年度36人に対して、取組開始から3年経過した20年度の人員数は8.3%増の39人となっており、削減の取組が順調に進ちよくしているとはいい難いが、公表値を前提とした法人の取組状況の適切性についての検証がされていない。 今後の評価に当たっては、平成17年度の基準値36人に対し、21年度末までに4%を削減するとの目標達成に向けた法人の取組について、その妥当性・適切性について厳格に評価すべきである。	○ 総人件費改革の取組状況の検証は、公表値設定時点は法人の業務本格化前であるとの理由があるにせよ、公表値は必要が認められれば修正することも可能なものであり、その修正が行われていない以上、公表値を基に検証すべきとされた。